順治二年(1645)の蘇州(7)

滝野 邦雄

六月五日(1)

初五日、新太守の王謹(鑚)あり、中州の人なり。上午に城に入りて位に莅む。乃ち剃髪して臊子帽(鼻もちのならない帽子)を戴き、箭衣(矢を射る時の衣服)を以て公服と為す。小民 共に縉紳の家に往き、其の出でて見え、以て蘇城の禍を誇くを促す。大都は匿れて肯て出でず。衆 憤恨を懐き、徐九一・李子木・蔣韜〔眉批:徐汧・李模・蔣燦なり〕等の各家の器物を打毀す(『吳城日記』卷上・「乙酉(順治二年)六月五日」条・二〇六頁)。(五日、新任の蘇州知府の王謹(鏌)がきた、河南中州の人である。午前に蘇州に入城して、仕事についた。王鏌は、辮髪して臊子帽(鼻もちのならない帽子)をかぶり、箭衣(矢を射る時の衣服)を着ていてそれを知府の制服とした。小民たちは皆で縉紳の家にゆき、出てきて新任の蘇州知府の王謹(鏌)に面会して、蘇州の混乱を解決してもらうように促した。ところがほとんどが隠れて出てこようとはしなかった。そのため、みんなは恨みに思って、徐汧・李模・蔣燦などの屋敷の器物を打ち壊した)

吳适 (字は幼洪。江蘇長洲の人。崇禎十年丁丑科 (一六三七) 三甲九名の進士) は,王鎮の 赴任時の状況をつぎのように伝えている。

六月初四日、大兵 蘇州に至る。王鏌に委ねて蘇州府(蘇州府知府)と爲す。郡紳の居を 各郷に避けるを以て、帖を發して「勒限(期限を決めて)して入城するを致せ、[そうでなければ] 兵を撥(分ける)して搜索す」と傳う。是に於いて陸續と郡に還る。余(吳适) 鄉鎮に流寓し、終焉の志有り。而して檄もて督すこと孔亟(差し迫る)たり。[そのため]、 舉家(全家) 皇皇たり。母 入城して禍を免れるを命ず。遂に望日(舊曆の十五日)に於いて家に抵る(顧公燮『丹午筆記』二百十・「南都變略」)。

(六月四日,清政権の軍が蘇州にやってきた。そして王鏌を蘇州府知府とした。多くの郷紳が郊外に避難したことから、告示して期日を限定して蘇州城内に戻るようにさせ、もしも従わないならば兵を分けて探索すると伝えた。そこで、陸続と蘇州城内に戻ってきた。私(吳适)も郊外に避難して、その地で永住しようと考えていた。ところが公的文書での催促が急だったので、家を挙げてびくびくしていた。そこで母は蘇州城に帰り禍を避けるようにと命じられた。とうとう十五日に蘇州城内の家にもどった)

吳适の伝える所によると、赴任してきた王鏌は郊外に避難していた郷紳たちに城内に戻るよう に命じたようである。 また、張穆(字は石洲。山西平定の人。嘉慶十年(一八〇五)~道光二十九年(一八四九)。 道光十一年(一八三一)の優貢生)の「顧亭林先生年譜」に引用される「元譜」(顧炎武の養子 の顧衍生の編纂)では、蘇州の近郊の崑山の福王弘光帝の政権が崩壊してからの状況を伝え、 蘇州府知府となった王鏌が安民の榜を出したという。

元譜に [南京が陥落して福王弘光帝の政権が崩壊した順治] 二年五月七日以後,居民 大兵 已に南都に入ると聞き,紛紛として四郷に移遯す。而して張浦・菉葭・安亭の諸々の邨鎭は奸民 機に乘じて劫掠す。縣令の楊永言 二十二日を以て獄囚を盡く放つ。月杪(月末)に至り,郡中の大吏及び守令は皆な先ず遯るるを期す。六月七日,皇叔豫親王 方に金陵に駐し,刑部侍郎の李延齡・巡撫の土國實を遣りて兵を統べ,蘇 [州] に蒞ましむ。蘇城の新郡守の王鎮 安民の榜を發す・・・・(「顧亭林先生年譜」卷一・「[順治] 二年乙酉三十三歳」条)。

(南京が陥落して福王弘光帝の政権が崩壊した順治二年五月七日以後, 崑山の住民たちは, 清政権の軍勢がすでに南京に入城したと聞き, 次々と近隣の郊外に逃げ出した。そして張浦・菉葭・安亭の多くの村では奸民がその機会に乗じて略奪を行なった。知縣の楊永言は, 二十二日をもって獄囚をすべて解き放った。月末になり, 崑山の高官や知縣たちはみなまず逃げ出すことを考えた。六月七日, 皇叔の豫親王が南京に駐屯し, 刑部侍郎の李延齢と巡撫の土國實を派遣して軍勢を整えさせて, 蘇州に来させた。蘇州の新知府の王鏌は安民の榜を出した)

「徐九一・李子木・蔣韜等の各家の器物を打毀す」についてであるが、五月二十二日には、挙人の潘爾彪と方術師・医師の李滴春の家が打ち壊されている(本稿(3):『経済理論』383号参照)。ただ、潘爾彪・李滴春の時には「二家を撃毀す」と伝えるが、この三人の郷紳については「各家の器物を打毀す」と記している。「打毀する」のにもすこし遠慮があったのだろうか。

しかし、この前年に行われた郷紳の邸宅への攻撃は、逆臣を攻撃するという名目だったので、標的となった項煜(字は仲昭、号は水心。江蘇呉縣の人。天啓五年乙丑科(一六二五)三甲一百八十九名の進士)・通政の宋學顯(字は令申。江蘇呉縣の人。崇禎元年戊辰科(一六二八)三甲五十三名の進士)・部屬の錢位坤(字は與立。江蘇長洲縣の人。崇禎四年辛未科(一六三一)二甲五十九名の進士)・湯有慶(江蘇長洲縣の人。崇禎十年丁丑科(一六三七)三甲六十七名の進士)四人¹⁾ の邸宅はひどく荒らされた。その様子を『啓禎記聞録』はつぎのように伝える。

京城 守られず、變出づること非常、諸々の貴憲 國の厚恩を受くれば、宜しく身を以て 殉ずべし。[なのに] 乃ち之を聞き從逆する者殊に多し。郡中の翰林の項煜・通政の宋學 顯・部屬の錢位坤・湯有慶は皆な其の人なり。士民 痛恨し、乃ち [崇禎十七年] 五月初 十日に於いて羣 四家に往き、其の器物を毀ち、其の貲蓄を散じ、以て衆心の不平を洩(発 散)さす。項 [煜] 三載前に居を閶門外の上塘に遷す。乃ち冏卿(太僕寺卿)の徐正雅 ✓ 1) 馮夢龍の『甲申紀事』では、この四人について以下のように記している。

項煜】

項煜、南直呉縣の人、乙丑(天啓五年)の進土。官は少詹事兼侍讃たり 僞太嘗(常)寺丞たり。賊黨の黎志陞(湖廣華容の人。崇禎七年甲戌科(一六三四)二甲五十五名の進士),其れ甲戌(一六三四年)の取る所の士なり。『國難錄』に云う,時に京師 傳言するに黎[志陞] 賊の腹心と爲り,[項] 煜を薦めて大拜(宰相に任命する)さすと。[項] 煜 即ち衆に昌言して曰く,大丈夫の名節 既に全からざれば,當に蓋世(世を覆う)の功名を立つべし。管仲・魏徴の如ければ可なり,と。乃ち太嘗(常)(太常寺卿)を授けられ,意氣 沮丧(がっかりする)す。奉けたる僞命もて泰山を祀るに,馳驛(驛馬を利用する)して山東を過ぎ,始めて服を變じて遁げ,逕ちに南都に走り入班せんと欲するも,逐わる。[項] 煜素より巧宦(上役に取り入るのがうまい官員)にして,初めは魏黨に在り,旋いで東林に媚びて脱するを求め,遂に故物に復す。家 華門(寒門)に起こり,驟かに奇富(非常な富)を致す。居る所の假山と爲すものは徐氏の名産なり。萬二千金を捐(浪費)して之を得。詞林(翰林院)の清修(操行清廉)の席を以て而して一の居の侈(奢侈)已に此の如し。其の品 知る可し。怨を里開(郷里)に種え,化して煨燼と爲る。哀しきかな(『甲申紀事』卷二・紳志畧・從逆諸臣・翰林院・「項煜」条・二十三葉~二十四葉:『明季北略』も同文)。

① 『孟子』 滕文公下に「居天下之廣居,立天下之正位,行天下之大道,得志與民由之,不得志,獨行其道,富貴不能淫,貧賤不能移,威武不能屈,此之謂大丈夫(天下の廣居(広い住宅である仁)に居り,天下の正位[である禮]に立ち,天下の大道[である義]を行ない,志を得れば,民と之に苗り,志を得ざれば,獨り其の道を行なう。富貴も淫(かき乱す)する能わず,貧賤も移す(自分の節を変える)能わず,威武も屈(自分の志を挫く)する能わず,此れ之れ大丈夫と謂う)。

(項煜〔江蘇呉縣の人。天啓五年乙丑科(一六二五)三甲一百八十九名の進士。少詹事兼侍讀であった〕は、李自成の僞政権の太常寺丞となる。李自成の僞政権の黎志陞は、崇禎七年甲戌科(一六三四)で項煜が中式とした人物である。『國難錄』に、「この時、北京からの伝聞では、黎志陞が李自成の僞政権で重きをなし、項煜を薦めて大拜(宰相に任命する)とした。項煜は、人々にはっきりと、大丈夫としての名節は、もう全うできないのだから、この時に世をおおうほどの功名を立てるべきである。[対立していた相手に仕えた]管仲や魏徽のようになればいいのだ」と宣言した。しかし、太常寺卿の地位にしか就けず、意気消沈した。僞政権から泰山を祀る役目を命ぜられ、駅馬を利用しながら山東を過ぎ、はじめて僞政権の官服を脱いで逃げ出し、直接に南京に往き、南明政権の官職に就こうとしたが、追い出されてしまった。項煜はもともと世渡りがうまい官僚で、はじめは魏忠賢の党派にいたが、[魏忠賢の党派が粛清されると]続いて対立していた東林派に媚びへつらい、難を免れようとし、とうとうもとの官職に就いた。貧困家庭から身を起こし、急に非常な財産家となった。[打ちこわしに遭った]蘇州の園林は、徐氏が築き上げたものであった。項煜は二千金を費やして、これを手に入れた。操行が清廉であるべき翰林院の地位にありながら、ひとつの邸宅に費やしたのがこれである。その人品がわかるのではないか。地元の人たちに怨まれ、灰燼となってしまった。悲しいことではないか)

【宋學顯】

宋學顯、南直長洲の人。戊辰の進士。本司右參議に官たり 偽驗馬寺卿たり。『國難錄』に通政使と注するは非なり。 虜(清) 都に入り、逃囘す(『甲申紀事』卷二・紳志畧・従逆諸臣・通政司・「宋學顯」条・三十九葉)。 (宋學顯〔江蘇長洲の人。崇禎元年戊辰科(一六二八)三甲五十三名の進士。本司右參議に官に就いていた〕は、李自成の偽政権の驗馬寺卿となる。〔『國難錄』に通政使と注記しているのは誤りである〕。 清が北京に入城すると、逃げ帰ってきた)

【錢位坤】

(徐元春のことか。徐元春: 江蘇華亭の人。字は正夫, 號は寅陽。萬曆二年甲戌科(一五七 四)二甲二十六名の進士。萬曆十六年七月二十五日から萬曆十七年二月二十七日まで太僕 **寺卿の任にあった)の故居にして建つるに乃祖(彼の祖)よりす。堅壯(堅固で高大)宏** 廠(ひろびろとした空間)、内に園亭山石有り。名は呉中に甲たり。墉垣(墻壁)罕固なる に因り、且に百餘人を蓄えて内に在りて、磚を抛げ械(武器)を持せんとし、謬りて以て 外を禦ぐ可しと謂う。詎ぞ知らん、[こうしたことが] 愈々衆の怒りに触れんことを。是の 晩、衆 之を攻めて入らず。遂に前後に火を縱ち、烈燄(はげしい火焰) 熾燃たり。華居 厚眥、頓として燬燼と成る。崇垣の厭(大きな垣が崩れて押しつぶす)する所、斃を致す もの多人なり。四姓の獨り項氏のみ禍を被ること尤も甚だし。次は湯[有慶]と宋[學顯] となり。衣飾器物米栗 散毀一空(少しも残さない)ならざるは無し。湯[有慶] ト居し て未だ華厦を獲ざるに因り、暫く胞弟の宅に居す。此の番の撃毀(破壊)は、乃ち弟も池 魚林木(罪もなく被害に遭う)の殃を罹る。獨り錢氏のみ知風(うわさを聞きつける)し て豫備(事前に備える)す。其の細軟(携帯できる貴重品)は已に徙去し、僅かに粗重(か さ高いだけで高価でないもの)を存す。戸を啟きて相い延(まねきいれ)し、且つ酒を置 きて以て待ち、鄰人をして婉詞(もの柔らかい言葉)もて代り懇(願い出る)し、火を縱 ちて以て旁近に延すこと勿れと乞わしむ。大約柔を以て剛を制す。亦た搶毀を經ると雖も、 未だ已に甚だしと爲さず。計も亦た奸(狡猾)にして巧みなり。此れ皆な未だ有らざるの 變なり。今日 之を覩ると謂もわず。士民 項[煜]・宋[學顯]・湯[有慶]・錢[位坤] を搶毀するは、法紀に非ずと雖も、猶お討逆の名義に藉るがごとし。乃ち無賴 機に乗じ て十餘人を聚めて往き、富室の章氏(章程)の現銀(銀子)・玉珠幾千餘金を脅し取る20。

悪名のみ已に蒙むるは、惜しきかな。『國難錄』に云う、初め(話は戻るが)、牛賊 [錢位坤を] 用いず。 [錢位坤は]、周鍾に托して僞吏政府(李自成政権の吏部)に夤縁(手づるを頼った)す。部に赴くの時、 人に向いて曰く、我 明日の此の時には便ち非凡の人なり、と。[そのため] 京師に「不凡人傳」有り(『甲 申紀事』卷二・紳志畧・從逆諸臣・大理寺・「錢位坤」条・三十九葉~四十葉)。

(銭位坤 [江蘇長洲の人。崇禎四年辛未科 (一六三一) 二甲五十九名の進士。本寺右寺正の官に就いていた] は、李自成の僞政権の國子監助教となる。北京が陥落する前(明政権の時)、辺境対策の才能を持っているとして推薦され、昌平巡撫に擬せられた。このすばらしい官職に就けず、ただ悪名のみが伝わったのは、惜しいことである。『國難錄』に「初め(話は戻るが)、李自成の僞政権の宰相の牛金星は、銭位坤を取り立てなかった。[銭位坤は]、周鍾に托して僞吏政府(李自成政権の吏部)に手づるを頼ろうとした。そして吏部に往く時、人々にむかって、「私は明日の此の時には非凡の人(高官)となっている」といった。[そのため] 京師では「不凡人傳」というのができた」という)

【湯有慶】

(湯有慶〔江蘇長洲の人。崇禎十年丁丑科 (一六三七) 三甲六十七名の進士。主事の官に就いていた〕は、 李自成の僞政権の四川成都府安縣令となる) 章の祖は係れ顯定、乃ち父は孝廉、積貲 最も厚し。巨富にして吝しむ。曾て崇禎十三年に於いて搶(うばいとる)を被る。乃ち傷弓の鳥(前の災難にこりてびくびくする)なり。是の日、衆 方に項氏(項煜)を焚撃せんとするを聞きて、驚ち寒心(恐れる)せず。[そこで] 諸惡 少しく僞りて、「衆 搶撃せんと欲す。須らく現物(現款)を付して首事なる者に與えれば、事は猶お已む可し」、と。章孝廉 已に故(亡くなる)り、其の子 畏れ、遂に千餘金を與えて以て出す。乃ち其の人 俱に附近に在りて、共に某□爲るを知る。遂に捕役(捕り手)の獲る所と爲り、明日 縣に送られ、夾打(拷問)して成招(供述させて押印を取る)、又た明日 院に解らる。按臺(按察使) 將に爲首(首領)の二人を立ちどころに杖下に斃し、餘の五人は、重責(厳しく取り締まる)するに巨枷もてし、委官統兵、六門に押出游行(街中を引き回す)して衆に示さんとす。觀る者 駢肩疊足す(肩と肩とが触れ合い、足が重なるようになる)。此の五人 恐らく生理(生存の望み)無し。後、僅かに斃れること一人、餘は俱に未だ死なず(『啓禎記聞錄』卷三・八葉~九葉)。

(北京は陥落し、事態の変化は尋常ではなかった。諸々の高官は国家の厚恩を授かっているのだから、自身の身を国家に殉じるべきであった。なのに、この変化を受け入れて逆賊に従った者はことに多かった。蘇州出身の翰林の項煜・通政の宋學顯・部屬の錢位坤と湯有慶はすべてそうした類の人物であった。士民たちは痛く怨みに思って、崇禎十七年五月十日にこの四人の邸宅に往き、そこの器物を破壊し、そこの家財をぶちまけ、人々の気持ちを発散させた。項煜は、三年前に住居を閶門の外の上塘に遷っていた。もともと太僕寺卿の徐正雅(徐元春)の邸宅であり、徐正雅(徐元春)の先祖以来造営されてきたものであった。堅固高大でひろびろとした空間があり、内には園亭山石があった。その名声は蘇州でいちばんであった。邸宅の壁が堅牢でないことから、百人あまりを養って中に置いてレンガを放り投げ武器を持たせようとし、それで外敵を防ごうとしていると言わせた。こうしたことがますます人々の怒りに触れることをどうしてわからなかったのであろうか。この晩に人々は侵入して攻撃しようとしたが、入れなかった。そこでとうとう前後に放火し、火の勢いが激しくなった。美しい建物やたくさんの財物が、瞬時に燃えて灰燼となった。大きな垣が崩れて押しつぶれたところでは、斃れた人が多く出た。襲撃を受けた四人の中

^{・・・・}蘇郡の監生の章程の家を搶するに在りては、當に [巡] 按の周一敬を經して首犯の呉・姚の二 賊を杖斃す。餘の張君甫の五囚の如きは枷示(枷をはめて人々に見せる)して監(監獄)に羈(拘禁)。此れ臣(祁彪佳)の未だ蘇に到らざるの擧なり・・・・(『祁彪佳集』卷一・「馳報安撫蘇州情形疏甲申六月」)。

⁽蘇州の監生たちが章程の邸宅を略奪する事案では,[巡] 按の周一敬を通して主犯の呉・姚の二賊を杖刑で処分した。残りの張君甫の五人の囚人は枷をはめて監獄に拘禁した。これは臣(祁彪佳)がまだ蘇州に到着する前のことです)

で項煜のみが禍を受けることが最もひどかった。それに続いたのは、湯有慶と宋學顯であ る。衣装や器物や食物などは、すっかりなくなってしまった。湯有慶は、移転先を定めた ものの豪邸を手に入れることができなかったので、しばらく弟の屋敷に住んだ。今回の襲 撃ではこの弟も罪もなく被害に遭った。ひとり錢位坤だけは、風評を聞き、あらかじめ準 備した。それは、携帯できる貴重品は移して置き、かさ高いだけで価値のないものを置い ておいた。そして、門を開け放ち、暴徒を招き入れ、酒を準備してもてなし、放火して近 所に及ぶことがないようにと隣人に婉曲に申し出てもらった。だいたい柔を以て剛を制す るようなものである。また略奪をうけたものの、まだそんなにひどくはなかった。行った 対策も奸(狡猾)で巧であった。こうした襲撃は、これまでなかったような異常事態であ り、今日こうしたことを見るとは思わなかった。人々が項煜・宋學顯・錢位坤・湯有慶の 邸宅を強奪破壊したのは、法に従うのではないものの、逆賊に従った者を討伐するという 名目に借りたものであった。そこで、無頼の輩がこの機に乗じて、十人余りを集めて、資 産家の章氏(章程)の銀子・玉珠など何千金あまりを脅し取った。章程の祖父は高官であ り、父親は孝廉であり、蓄えられた財産はほんとうに多かった。ただ財産家でありながら 吝嗇であった。以前,崇禎十三年に略奪を受けたことがあり,前の災難にこりてびくびく していた。ところが、この日、人々が項氏(項煜)を焼き討ちすると聞いたものの恐れて はいなかった。そこで、悪人たちは、少し偽って「人々が略奪しようとしている。現金を 揃えて首領に渡したならば、事態は収拾させることができる」とした。章孝廉は、すでに 亡くなっており、その子の章程は恐れて、とうとう千金あまりを与えて出した。それを見 ていた人たちは、みな近くにいて、その無頼の輩は某□であることを知っていた。そこで、 捕役(捕り手)に逮捕を命じ、拷問にかけて供述を取った。翌日に縣の役所に送られ、そ のまた翌日に院に送られた。按臺(按察使)は首領の二人をすぐに杖で打ち殺し、残りの 五人は厳しく責めるために大きな枷をつけて、官員に委ねて兵士を統率させ、蘇州城の六 つの門に引き回して人々に見せるようにした。見物する者は立錐の余地もなかった。おそ らくこの五人は長くはもたなかったのではないだろうか。後になって亡くなったのはわず かに一人で、残りの四人はまだ亡くならなかったことを知った)

なお、四人の逆臣の打ちこわし事件が起こったすぐ後の崇禎十七年五月二十三日に蘇松巡撫として蘇州に到着した祁彪佳(字は虎子、一の字は幼文、又の字は宏吉、号は世培。浙江山陰の人。明・萬曆三十年十一月二十二日(西暦:一六〇三年一月三日)~弘光元年(清・順治二年)閏六月五日(西暦:一六四五年七月二十七日)。天啓二年壬戌科(一六二二)三甲二百四十名の進士)は、五月二十五日の日記につぎのように記している。

[崇禎十七年五月] 二十五日, 文廟に往きて行香(香を焚いて拝礼する)せし時は, 吳中の名を從逆[を責める]に借りし士民の囂變(横暴な混乱)の後に當る。予(祁彪佳)は, 乃ち諸生に對して痛哭(情宜を尽くして嘆き)し以て「必ず禮を守り法を恪め。嗣後、條

陳(逐条ごとの陳述)は必ず匣に投じて進め、公呈(公的な提出文書)は必ず僉押(署名押印)し、學官に繇りて轉申(取り次いで申請)し、戶婚(戸籍と婚姻)の事は告期に依りて抱告(代理人に出廷させる)を用いよ。如し吾(祁彪佳)に従わざれば、吾(祁彪佳)一日も諸生の上に在る能わず」と告ぐ。諸生 咸な踴躍(飛び上がって/喜び勇んで)して命を聽く(『祁忠敏公日記』乙酉日曆・「弘光元年(順治二年)五月二十五日」条・二十四葉:民國二十六年(一九三七)紹興縣修志委員會校刊本)。

(崇禎十七年五月二十五日,蘇州の文廟に行って香を焚いて拝礼を行なった時は,蘇州の士 民が逆賊に従った者たちを懲らしめるという名目で行った横暴な混乱の後であった。予(祁 彪佳)は、生員たちに対して、情宜を尽くして嘆いて「必ず礼儀を守って法令をつつしむ ようにせよ。以後、陳情は規定のように提出箱に入れて行なえ。公的な提出文書は必ず署 名押印したうえで学官に取り次いで申請してもらうようにせよ。戸籍と婚姻の事は申請期 限に従って代理出廷を利用せよ」と伝えた。生員たちは、喜び勇んで命を聞いた)

蘇松巡撫として蘇州の生員たちの綱紀の粛正を行なおうとしたという。

さらに、三日後の五月二十八日の日記につぎのように記している。

二十八日,・・・・吳門の諸生の章美・周茂蘭(字は子佩。周順昌の長子)・華渚(字は方雷)等二十餘人を延きて來晤す。蓋し此れより前,吳門 従逆の家を焚搶するは,靑衿(秀才) 之が倡を爲すこと多し。而して此の諸生なる者は,皆な表表たる才品にして,心甚だ之を非り,「糾繆」一帖有り。甚だ風俗紀綱の正を得。予(祁彪佳) 故に其の來晤を延く(『祁忠敏公日記』甲申日曆・「崇禎十七年甲申五月二十八日」条・二十四葉:民國二十六年(一九三七)紹興縣修志委員會校刊本)。

(五月二十八日に蘇州の生員の章美・周茂蘭(字は子佩。周順昌の長子)・華渚(字は方雷)など二十人あまりを招いて面会した。これより前、蘇州で逆賊に従った者の屋敷を放火略奪したことの多くは、生員が先導した。しかしながら、ここに招いた生員たちは、すべて抜きんでた人格の持ち主で、心からこのことを誹り、「糾繆」という張り紙を作成した。風俗綱紀のはなはだ正しい行いである。私(祁彪佳)はこうしたことから、生員たちを招いて面会した)

混乱を扇動せず、それを批判した生員たちを招いたという。おそらく、これはそうした生員た ちの行動を称賛するためであったと考えられる。

蘇松巡撫の祁彪佳は、蘇州の人々のこうした風紀について、つぎのように報告している。

馳報安撫蘇州情形疏甲申六月

竊かに震澤(江蘇)の區を照(調べ考える)らすに、其の人多く慷慨して義を好む。然り而して一呼する羣集 前に向かえば、稱する所は易動難安(動かし易く安んじ難き)者なり。國家の慘變(悲惨なできごと) 驚傳(驚きを伴なって伝えられる)してより、青衿者流は、先帝(崇禎帝)の教養(教育培養)の徳を念い、一時(一斉)に痛憤(痛心して憤

慨)す。是に於いて朝廷の哀詔 未だ頒られず、先ず聚哭するの擧を爲す。臣子(官員)の逆狀(逆賊の状況) 未だ確ならざるに、先ず追討の文を爲す。忠憤義激(忠義や義憤)の稍々一に過當(行き過ぎ)にして、便ち小民の搶攘(混乱)の流弊を開くを知らず。此れ呉中の士習・民風の大いに憂う可き者の在る所以なり。臣(祁彪佳) 徳意(恩徳を施す気持ち)を敷宣(広く伝える)し、地方を綏輯(安んじる)す。學臣の宗敦一と往返して商権(対策を検討する)し、此に於いて鍼砭(鍼灸の治療)を痛下し、稍々轉移(改変)せんと欲す。而れども積習 未だ能く頓易せず・・・・臣(祁彪佳) 五月二十四日に於いて蘇城に抵るに、民間 已に熙攘(人の往来がはげしくにぎやか)なること故の如し。惟だ是の時 插蒔(種まきの時期)に當るも、雨澤(雨水) 未だ降らず、三農(農民) 閔閔(心配する)皇皇(彷徨して不安)の狀有り・・・・(『祁彪佳集』卷一・「馳報安撫蘇州情形疏甲申六月」)。

(ひそかに江蘇の地域を調べましたところ、蘇州の人たちは意気盛んで義を好みます。そしてひとたび呼びかけられた群集が先に進むと、動かしやすいもののそれなりに安定させるのは難しいものです。国家の悲惨なできごとが、驚きとともに伝えられてから、生員たちは先帝(崇禎帝)が教え導いてくださった恩徳を思い、一斉に心を痛めました。こうして朝廷からの追悼の詔が頒布されなかったので、まず集まって痛哭を行ないました。そして、官員たちの逆賊に従ったかどうかの状況がはっきりしないうちに、まず追討の文を作りました。そして、これがいささか行き過ぎた忠義の行動であり、小民たちが騒動を起こすことを招くということを理解しておりませんでした。こうしたことが、蘇州の読書人や庶民の風紀のおおいに憂うべき点であります。臣(祁彪佳)は恩徳をあちこちに施し、地域の安寧を積み重ねました。學臣(學政)の宗敦一と行き来して相談して厳しく戒めて、少しばかり風紀を革めようとしました。しかし此れまでの悪習は簡単に変えられるものではありません・・・・臣(祁彪佳)は、崇禎十七年五月二十四日に蘇州にやってきましたが、人々の間の喧騒はすでにもとのようでした。ただこの時は種まきの時期になってはいたのですが雨が降らず、農家の人たちは心配して不安げな状態でした)

蘇州の人たちは、血気盛んで義を好むものの、ひとたび扇動されればそちらに流れてしまい、安定させるのは難しい気質を持っている。生員たちは、よく確かめもせずに逆賊に従った官員たちの追討の文を作り、それが結果的に小民たちが騒動を起こすことにつながっていった。ただ祁彪佳が五月二十四日に蘇州にやってきた時には、もとのようににぎわっていた、と祁彪佳はいう。蘇州の町については、騒乱の熱気はすぐに収まり、もとのにぎやかな状態にもどったと伝えるのである。

祁彪佳は、蘇州での打ちこわしは生員が扇動し、小民たちがそれに従って行なったと考える。 すると、この六月五日の徐汧・李模・蔣燦などの屋敷の器物の打ち壊しも生員が扇動したもの であろうか。ただし、この日の徐汧・李模・蔣燦などへの攻撃は「邸宅の器物」の打ち壊し程 度ですみ、徹底的に行われたものではなかったようである。

それは、徐汧の長子の徐枋が呉趨坊中段にあった邸宅、おそらくこの六月五日に器物が打ち 壊された邸宅が接収されたことをつぎのように伝えていることからも理解できるのではないだ ろうか。

乙酉(弘光元年/順治二年:一六四五年)の變,家を破り類(親族)を勤 (さらいとる) し、故業(資産) 俱に隳れ、僅かに存する所の者は、吳趨里の第なるのみ。木主 廟に在りて、遺像 堂に在り。藐孤(幼弱な孤兒) 已に山林に長往(避難して隠居する)すと雖も、而れども榮榮として未だ亡びず。尚お喪を此に守る(服喪する)。 意わず貴同門の呂公忽ち以て傳舍(宿舎)と爲さんと欲し、役に檄して掃除さす。闔家 驚惶(驚き畏れる)し、奔り避くる所無し。行路の人 猶お傷惻(悲しんで同情する)を爲すがごとし・・・・(『居易堂集』卷之一・「與胡其章給諫書」)。

- ①邸宅は、呉趨坊中段の西側、東は呉趨坊、西は石塔横街の周五郎巷に、住宅の後園があった。「徐忠節公汧宅は周五郎巷に在り。宅後に二株園有り。一名「尹氏園」なり(同治『蘇州府志』卷第四十五・第宅園林一・呉縣・明・「徐忠節公宅」条・三十六葉)。
- ② 『左氏傳』 哀公十六年に「煢煢余在疚(煢煢として余(魯の哀公) 疚に在り:孔子が亡くなりその助けを受けられず,一人寂しく私(魯の哀公)は深い悲しみにつつまれる)」。

(乙酉(弘光元年/順治二年:一六四五年)の變では、家が襲たれ親族が失われ、資産はすべてなくなり、わずかに残ったのは呉趨坊中段の邸宅だけでした。木主は家廟にあり、遺像は広間に置いてあります。私たち孤児はすでに山間に避難していますが、寂しく深い悲しみにつつまれて生きながらえて、ここで喪に服しています。それなのに貴殿の同門の呂公が突然に邸宅を宿舎としたいとお望みになり、下役に命令して掃除をさせておられるとは思いもよりませんでした。家を挙げて畏れ驚き、逃げ避ける所がございません。私たちと関係のない人たちも、悲しんで同情してくださるような状況です)

なお、羅振玉の『徐俟齋先生年譜』には、

文靖(徐汧)の呉趨里の故第 佔して傳舎と爲さんと欲する者有り。先生(徐枋) 書を作り 胡其章給諫周肅に鄭えて之を論ず(民國八年(一九一九)鉛印本『徐俟齋先生年譜』一卷・「順治四年丁亥二十六歳」条)。

として順治四年に掛けているが、割注に、

此の事 年月の考う可き無しと雖も、然れども喪中に在り。故に姑く是の年に附記す(民 國八年(一九一九)鉛印本『徐俟齋先生年譜』一卷・「順治四年丁亥二十六歳」条・五葉)。 とあり、はっきり断定できないとしている。

ただいずれにせよ、順治二年以後に宿舎として接収されると述べているので、徹底的に破壊 されたのではなさそうである。

ちなみに、乾隆二十六年(一七六一)『元和縣志』は、この明末の蘇州の風俗をつぎのように

述べている。

明季の士大夫 好みて清議を持し、節義を敦くし、名義を重んず。善を善とすること清と同じくし、悪を悪むこと濁と同じくす。東漢黨錮の諸賢の風有り。其れ小人も亦た慷慨して義を慕い、公正にして發憤す。然れども或いは時に法綱(法規)に捍(ぶつかる)す(乾隆二十六年『元和縣志』卷之十・風俗・三葉)。

(明末の士大夫は、清議を標榜して、節義を尊び、名義を重んじた。善なることを善とすることを清なることと同じようにとらえ、悪を憎むことを汚れたことと同じようにとらえた。 後漢の薫錮の禁があった時の賢者たちの風紀があった。小人ですら悲憤慷慨して義を慕い、 公正で奪い立っていた。しかし時には法規とぶつかることもあった)

さて、清政権から蘇州府知府として派遣された王謨は、高名な書家であり明・南明の高官で清にも仕えた王鐸(字は覺斯・覺四・覺之、号は癡庵・崧樵・嵩漁・煙潭漁叟など、王子・王 癡と自称する。河南孟津の人。天啓二年壬戌科(一六二二)三甲五十八名の進士)の実弟にあ たる。

なお、王鐸一族は、崇禎十四年(一六四一)に洛陽福王府が陥落し、福王朱常洵の長子朱由崧(後の福王弘光帝)が洛陽を脱出して黄河を渡る時に、積極的に援助する。そのおかげで、王鐸の弟の王鏞と王鐸の息子の王無黨³⁾は、福王弘光帝の南明政権下で錦衣衛指揮僉事に任命されている。ただ王謨がどのようにかかわっていたのかは、はっきりしない。

康熙『蘇州府志』によると、王鏌が蘇州府知府であったのは、順治二年六月・閏六月・七月・ 八月の四カ月間であった。

河南孟津の人。生員。順治二年六月任ぜらる。八月,太平知府に任ぜられて去る(康熙『蘇 州府志』卷第十八・職官三・國朝・知府・「王鏌」条・一葉)。

康熙四十八年(一七〇九)刻『孟津縣志』には、順治元年(崇禎十七年)に清政権の豫王から貢生の地位を授けられ、南方攻略に功績があったので、蘇州府知府に任命されたという。

王鏌,字は匡巒。順治元年,豫王 貢生を考授す。南征に隨いて功有り。[順治二年六月に]江南蘇州府知府を授けらる。[そして順治二年八月に]太平府知府に調せらる(康熙四十八年(一七〇九)刻『孟津縣志』卷之二・甲科・國朝・三十葉)。

経歴について、康熙四十八年(一七〇九)刻『孟津縣志』はつぎのように記している。

王鏌, 號は匡巒。負性(天性) 嚴毅(厳格で剛毅)にして, 騎射に精なり。盤錯(込み入った事態)を觧(解:解きほぐす)するに,居恒(恆(常に持っている善心)に居る)俗人(人々)之を憚(畏敬)す。崇禎辛巳(崇禎十四年:一六四一年)の歳,大凶(大荒之年)にして人相い食む。邑東西に掲竿(武装した暴動)あり。時に宋國平・徐三亡命(流亡)する數千人を糾合し,王を潜稱し,邑 危卵の若し(危険な状態であった)。公(王鏌) 毅然(きっぱり)として曰く,緑林(山にいる武装集団) 鴟張(凶暴)なり。其れ國家の城●を若何せん。藩臣の王公、諱は元長に檄するを請いて、轟より五百金を出し、

✓ 3) 孟津縣の王鏞と王無黨は、福王世子の朱由崧(後の福王弘光帝)の黄河渡航の時に手助けをした功績によって、錦衣衛指揮僉事に任命される。

『明季南略』は、つぎのようにいう。

[崇禎十七年] 六月廿二日,・・・・王鐸の弟の [王] 鏞・子の [王] 無黨に世襲錦衣指揮使を予う。蓋し・・・弘光(福王弘光帝)の出亡するに值りて,・・・・[王] 鏞・[陳] 爊・[王] 無黨は, 俱に扈衛し功有る者なり (『明季南略』 卷之二・「封常應俊 | 条)。

(六月二十二日,王鐸の弟の王鏞と王鐸の子の王無黨に世襲錦衣指揮使をあたえた。おそらく王鏞・陳 爊・王無黨は、みな福王弘光帝につき従った功績があったからである)

日付はないが、王鐸の『擬山園選集』にも、

王鏞・・・・渡河擁護の功を以て世蔭錦衣衛指揮僉事たり・・・・(『擬山園選集』卷七十六・王氏譜・ 「王鏞 | 条・十七葉)。

王無黨・・・・渡河擁護の功を以て世襲錦衣衛指揮僉事たり。[そして] 都指揮掌衛事同知に陞る・・・・(『擬山園選集』卷七十六・王氏譜・「王無黨」条・十九葉)。

とあり「渡河擁護」の功によって任命されたという。

屈大均(原名は紹隆, 或いは邵龍, 字は翁山, 一字は泠君。明季の諸生)は, 『皇明四朝成仁錄』で, つぎのようなコメントを付け加えている。

[河南] 孟津は,蕞爾(ごくちっぽけな)なる小邑なり。陳氏父子・叔姪・兄弟及び王鐸父子・兄弟 皆な文章科第を以て顯わる。上(福王弘光帝)の敵(李自成)を孟津に避くるや,[王] 鐸父子・兄弟及び[陳]燻 皆な嘗て左右に在り。上(福王弘光帝)の登極するに,舊恩を推り,[王] 鐸を以て禮部尚書と爲し,入閣して辦事(事務を処理する)さす。弟の [王] 鏞・子の [王] 無黨も各々世襲錦衣衛指揮使たり。[上(福王弘光帝)の] 恩 亦た厚し。敵(清政権の軍)至り,[王] 鐸と子・弟等 復た高爵を膺く。李明睿 曰く,敵 未だ南下せざる時,[王] 鐸 先ず降書有りて新廷に在ればなり,と(『皇明四朝成仁録』卷六・南都死節諸臣傳・「陳燻』条)。

(河南孟津は、ごくちっぽけな邑である。陳氏や王氏の一族は、みな科挙によって名高い。上(福王弘光帝)が李自成の軍から避難してきた時、王鐸父子・兄弟と陳爊は、上(福王弘光帝)のそば近くにひかえていた。上(福王弘光帝)が即位すると、そのもとの恩義を推し量って、王鐸を禮部尚書とし、入閣して事務を処理させた。王鐸の弟の王鏞と王鐸の子供の王無黨もそれぞれ世襲錦衣衛指揮使となった。上(福王弘光帝)の恩義は、はなはだ厚かったのである。清政権の軍がやってくると、王鐸とその子と弟は、[清政権に仕え]また高い爵位を授けられた。[それができた理由を]李明睿は、「清政権の軍がやってくる前に、王鐸はまず降伏の文章を書いて、清政権の宮中に送ったからだ」と言う)

なお、任命の目付については、『明季甲乙兩年彙畧』には、「太后の從人」と記すが、

[崇禎十七年十月乙卯朔] 太后の從人の王庸 (鏞)・王無黨 世々指揮 (南京錦衣衛指揮僉事) を授く (『明季甲乙兩年彙畧』第二卷・「「崇禎十七年] 十月乙卯朔 | 条)。

として、崇禎十七年十月朔日とする。また、『國権』も、この任命を崇禎十七年十月朔日に掛けている。 [崇禎十七年十月乙卯朔] 王庸 (鏞)・王無黨 世々南京錦衣衛指揮僉事を授く。俱に大學士の王鐸の子なり。舟もて慈鑾(福王世子由崧の車駕)を渡すを以てなり(『國権』卷一百一・「思宗崇禎十七年十月乙卯朔」条)。

王鏞について、兄弟の王鐸の『擬山園選集』はつぎのようにいう。

王鏞,諸生。准貢と爲る。渡河擁護の功を以て世蔭錦衣衛指揮僉事たり・・・・後,[順治三年(一六四六)四月八日に]睢陳道僉事と爲る。又た冀寧道僉事と爲り,[そして,順治五年(一六四八)九月十九日に]淛(浙)江布政司金衢道右索議に陞る(『擬山園選集』卷七十六・王氏譜・「王鏞」条・十七葉)。
①乾隆四年重修『大清世祖體天隆運定統建極英容欽文顯武大徳弘功至仁純孝章皇帝實錄』卷之二十五・「順治三年四月甲申(八日)」条に「・・・王鏞 睢陳道[僉事]に委署(官員事務の代行)するも、・・・旨もて定奪(官員の選考の認否)するを請う,と。旨を得て、・・・王鏞は,道(睢陳道僉事)を以て用いよ・・・・」とある。

②乾隆四年重修『大清世祖體天隆運定統建極英睿欽文顯武大德弘功至仁純孝章皇帝實錄』卷之四十 · 「順治五年九月

忠勇を勞●し、親から矢石を冒して之を勦(討伐)す。津城 頼り以て安堵す。邑宰 其の事を●し、廣督(兩廣總督:張鏡心は崇禎十年閏四月十八日から十四年十二月九日まで兩廣總督であり、兵部左侍郎に遷る:崇禎十三年十二月二十一日から撫廣東兵部右侍郎兼右僉都遷添設。崇禎十五年三月二十三日から兵部尚書兼右副都、總薊遼)の張鏡心(河南磁州の人。天啓二年壬戌科(一六二二)三甲二百五十名の進士) [王鏌を]知縣に保舉(推薦)するも、未だ選されず。會たま豫王 徴辟(召し出して出仕させる)す。[そして]南征し、蘇州太守を題授(奏准して任命する)す。白頭の賊 又た叛し、江督(江寧巡撫)の土國寶 盡く其の商民を誅し、其の資財を利せんと欲す。公(王鏌) 勉めて●し、百折不面(百折不撓(何度も挫折してもやりとげる)のことか)すること、凡そ百千言し、●

庚辰(十九日) | 条に「山西冀寧道僉事の王鏞もて浙江布政使司參議と為す | とある。

王鏞は、明の諸生。福王の世子朱由崧(後の福王弘光帝)の黄河渡航を護衛した功績で、南明政権で世蔭錦衣衛指揮僉事に任ぜられる。後、清政権に降り、順治三年(一六四六)四月八日に睢陳道僉事に任命され、冀寧道僉事をへて、順治五年(一六四八)九月十九日に浙江布政司金衢道右參議となる。

王無黨については、つぎのようにいう。

王無黨,字は大公。廪生貢元。渡河擁護の功を以て世襲錦衣衛指揮僉事たり。[そして] 都指揮掌衛事同知に陞る。[清朝に投誠し,順治四年(一六四七)九月二十九日に] 山西分巡河東鹽政,整理錢法平陽兵備道僉事に改め授けらる。[そして,順治八年(一六五一)十月二十一日に] 山東布政司濟南道右參議に陞る。負氣(意気込んで)して護書し,天下を視て足る無しとし,以て其の意に當る者は,善く射するの禦侮(武臣)なりとす。乙丑(康熙二十四年:一六八五年),姜賊の亂に會し,屬する所の諸城,俱に潰ゆ。[しかし,王無黨は] 陴の登り衆に誓いて,晝夜十七日,火礟を備え,矢石を誓す。城 危うくして,復た安んず。數十萬の命を全活(保全)す。今に至るも平水(山西臨汾縣) 之を祠る・・・・季(年少)の四十一[歳で]疾を以て終う(『擬山園選集』卷七十六・王氏譜・「王無黨」条・十九葉~二十葉)。

①乾隆四年重修『大清世祖體天隆運定統建極英睿欽文顯武大德弘功至仁純孝章皇帝實錄』卷之三十四・「順治四年九 月丙寅(二十九日)」条に、「投滅する指揮同知の王無黨を以て、山西按察使司僉事、分巡河東道と為す」とある。

②乾隆四年重修『大清世祖體天隆運定統建極英睿欽文顯武大德弘功至仁純孝章皇帝實錄』卷之六十一・「順治八年十月乙丑 (二十一日)」条に「山西僉事・河東道の王無黨 山東布政使司参議・濟南道と為す」とある。

③明の大同總兵官で清政権に降り、そのまま大同總兵官を任命されていた姜瓖の清政権に対する叛乱は、順治五年(戊子)十二月に始まり、順治六年(己丑)八月に鎮圧される。したがって、この「乙丑」は、「己丑」の誤字ではないかと推測できる。

また、『清史列傳』は、貳臣傳乙に列せられた王鐸傳に附して、王無黨をつぎのようにいう。

[王鐸の] 長子の無黨、初め明に仕えて指揮同知たり。本朝に入り、山西河東道に官たり。姜瓖 叛するの時、巡撫の祝世昌 其の賊を禦ぐに功有りと奏す。尋いで濟東道に遷る(『清史列傳』卷七十九・貳臣傳乙・「王鐸子無黨」条)。

王無黨は、字は大公、明の時の廪生。福王の世子朱由崧(後の福王弘光帝)の黄河渡航を護衛した功績で、南明政権で世襲錦衣衛指揮僉事に任ぜられる。後、清政権に降り、順治四年(一六四七)九月二十九日に山西分巡河東鹽政、整理銭法平陽兵備道僉事に任命され、順治八年(一六五一)十月二十一日に]山東布政司濟南道右参議に昇進する。山西分巡河東鹽政、整理銭法平陽兵備道僉事であった時、姜瓖の叛乱鎮圧に功績があった、という。

王鏞と王無黨ともに、清政権下においても官職を授けられている。ちなみに、王鐸も南明政権で高官となっているので、やはり福王の世子朱由崧(後の福王弘光帝)の黄河渡航の護衛にかかわっていたと推測できる。

今に至るまで蘇人 焉を記る。太平太守に調せられ、甫(やっと)半載なるに、公 王事に盡瘁(心力を尽くす)し、竟に齎志(志を抱きながら)以て官に沒す。鄕賢に崇祀さる (康熙四十八年(一七〇九)刻『孟津縣志』卷之三・忠直・國朝・八葉~九葉)。

①『詩經』小雅・北山に「或燕燕居息,或盡瘁事國(或いは燕燕として居息し,或いは盡瘁して國に事 う)」。

(王鎮. 號は巨巒である。負性(天性・生まれつき)厳格で剛毅であり、騎射にたくみで あった。込み入った事態を解決するのに、常に持っている善心に従った。そのため、俗人 (人々) は畏敬した。崇禎十四年(一六四一年)の歳は、大凶作で、人々が消耗しあった。 孟津縣の東西で武装蜂起があり、宋國平・徐三が数千人の流れ者を寄せ集め、王号を名乗 り、孟津縣は危険な状況になった。公(王鏌)ははっきりと、「武装集団は凶暴である。し かしこの国の城市をどうしようとするのかしといった。藩臣の王元長に檄を書いてもらう ことを要請し、ふところから五百金を出し、勇士を慰労し、自分から先頭に立って討伐し た。孟津縣城は、そのおかげで安泰となった。邑宰(知縣)はその事を報告し、兩廣総督 の張鏡心が、王鏌を知縣として推挙したが、選ばれなかった。[その後]、清政権の豫王に よって用いられて、南方の平定に従い、蘇州知府に任命された。蘇州知府であった時、白 頭の賊がまた反乱を起こし、江寧巡撫の土國寶は「それにかこつけて」蘇州のすべての商 人を殺害し、その財産をむさぼろうとした。王鏌は、努力し、何度も挫折しながらも、言 葉を尽くして、人々を慈しむ気持ちを伝えて、江寧巡撫の土國寶の考えをやめさせ、数万 に至る家々を救済した。そのため、今に至るまで、蘇州の人たちは王鏌を祀っている。八 月には浙江太平府知府に配置転換となる。赴任してやっと半年になったところ、清政権の ために心力を費やし、とうとう大志を抱きながら在官のまま亡くなった。郷賢に崇祀され ている)

なお、清政権の豫王とどのようなかかわりを持って「徴辟」されたのかは、いまのところよくわからない。

また、王鏌の兄の王鐸は、「太平府知府匡巒四弟墓誌銘」で蘇州在任中の王鏌についてつぎのように伝える。

・・・・弟(王鎮) 銜命(命令を奉じて)して蘇州に至り,父老に詔して之を慰勞す。凡 そ强梁(横暴で凶暴)もて民より嘬る者・利を民より鋤る者は,寛貸(寛恕・赦免)せず。 吏の獧なる者は,鉗(くびかせ)す。會たま民 唱亂(反乱を起こす)さんとして,囓臂(固い決意で自分の腕を嚙む)して盟す。[そこで],氓中の爪翼(手先)と爲る・襁負(資金援助)して入らんとする者を鉤引し充塞(妨げる)す。忽ち戈聲の相い撥するを聋(聞)き,火 堂に起き,市巷(市街地)を踩らる。弟(王鏌) 堅く閉ず。大府の李 [延齢]・土 [國寶] 其の亂を恨み,傳令して蘇州を盡く屠らん(ほろぼす)とす。城中の人 大いに駭く。弟(王鏌) 泣き跪きて大府に請いて曰く,[王] 鏌 蘇人の反する者に非ざるを

知る。二三の恫喝して焉を祝う。故に此に至る。[このことを解決することは] 此れ難からず(難しいことではない)。[王] 鏌 端かに巡行し、大書して曉論すれば、人人をして貼服(従順)たらしむ。何ぞ必ずしも一城を喋血(血の海にする)せんや、と。大府 之に從う。[そこで] 弟(王鏌) 白木に朱書し、保つを得とす。首領 甚だ目て測る可からずと爲すも、弟(王鏌)の白木に「保つを得」と書すを見て、首領 喜ぶこと極まり、皆な號哭し、大府に就きて謝す。十萬の浴銕(重装備する)の騎の霆摧雷型(霆が鳴り響くような大きな勢い)の下,蘇[州] の數百萬の生靈を散うこと無きは、誰の賜なるか。蘇人平日の賦役を苦しむ。又た弟(王鏌)の利を貪らざるに感じ、錢を聚めて荊棘を投きて祠を立て、弟(王鏌)の蒸蒸然(純一)なるに報じ、歸心(心から帰依する) 骨髓(心の底まで)に刻す。而して攘(駆逐)さる者は、睥睨(嫌悪する)して金錢を携えて、穴隙に走り、意を一勝するに快しとす。弟(王鏌)蘇[州] に居ること僅か四月、是に繇りて太平府に調せらる。是より先、蘇[州] に在りて、兵事を拮据(苦労して切り盛りする)し、積勞して吐血すること數升なり・・・・(『擬山園選集』卷六十四・墓誌銘一・「太亏府知府匡轡四弟墓誌銘」条・十一葉~十四葉)。

- ①純一寛大で手厚いこと。『漢書』酷吏傳序に「吏治蒸蒸,不至於姦,黎民艾安(吏治 蒸蒸たりて,姦に至らず,黎民 艾安なり:吏の仕事ぶりは純一で,悪いことをせず,人々は治まり安らかであった)」。
 ②『孟子』滕文公下に「不待父母之命・媒妁之言,鑽穴隙相窺,踰牆相從,則父母國人皆賤之(父母の命・媒妁の言を待たずして,穴隙を鑽りて相い窺い,牆を踰えて相い從わば,則ち父母・國人皆な之を賤しまん:父母の許しや媒酌の人の言も待たずに,壁に穴をあけてこっそりのぞき見し,垣を超えて密会すれば,父母や世間の人々も軽蔑する)」。
- (弟(王鎮)は蘇州府知府を拝命して蘇州に到着すると、父老に訓示して慰労した。すべての暴力で人々を食い物にしている者・人々から利益を奪い取る者に対しては、容赦しなかった。胥吏の狡猾な者は鉗(くびかせ)の処罰を加えた。たまたま民が反乱を起こそうとして血盟した。そこで、人々で手先となりそうだったり、資金援助して参加しそうな者を拘束して、[反乱の勃発を] 防ごうとした。ところが、突然に戦いの声が起こるのを聞き、火災が家々で起こり、街中が踏みにじられた。弟(王鎮)は役所を堅く閉ざした。刑部参政(侍郎)・副都統の李延齢と江寧巡撫の土國寶はその反乱を憎み、命令して蘇州をすべて減ぼそうとした。蘇州城内の人々はたいそう驚いた。弟(王鎮)は蔣州の人たちが反乱を起こした者たちでないことを知っています。数名が「蘇州の人を] 恫喝してこれを行ない、ここに至ったのです。このことを解決することは難しいことではありません。私(王鎮)が速やかに城内を巡回して、大きく書いて告知文を出せば、人々を従わせることができます。どうして城中を血で染めることを行わなければならないのでしょうか」と請願した。刑部参政(侍郎)・副都統の李延齢と江寧巡撫の土國寶は、その意見に従った。そこで、弟

(王鎮) は、白木(白く削ったままの木)に「得保(保つを得)」と朱書きした。反乱の首領はどうなるかわからないとしていたが、弟(王鎮)が白木(白く削ったままの木)に「得保(保つを得)」と書いたのを見て、首領たちは喜びが極まり、[自分たちの行ったことを] 痛哭し、刑部參政(侍郎)・副都統の李延齢と江寧巡撫の土國寶のところに出頭して謝罪した。十万の戦闘状態にある騎馬が稲妻のように大きく鳴り響こうとした状況で、蘇州の数百万の人々の命が損なわれなかったのは、誰のおかげだったのだろうか。蘇州の人々は普段から賦役に苦しんでいた。ところが、弟(王鎮)が貪ることがなかったことに感じ入って、金銭を集め荒地を整備して(茨を取り除いて)祠を建て、弟(王鎮)の寛大で手厚かったことに報い、心服する気持ちを心の底まで刻み込んだ。そして、反乱を起こして駆逐された者たちは、王鏌を卑しみ、金銭を奪い取って、穴隙(壁に穴をあけてのぞき見する)して、一度の勝ち(蘇州で反乱を起こしたこと)に満足していた。弟(王鎮)は蘇州知府としてわずか四カ月いただけであったが、その功績で浙江太平府に転任した。蘇州では、兵事を苦労して切り盛りし、疲労のあまり数升も吐血した)

ここで言及される蘇州の騒乱については、拙稿「蘇州における李延齢の伝説について」(『経済理論』第376号)参照。ただ、王鏌がこの騒乱のために引き起こされそうになった虐殺を未然に防いだというのは、この王鐸の墓誌銘とそれを踏まえて書かれたと推測される康熙四十八年(一七〇九)刻『孟津縣志』にしか見えない。もちろん蘇州知府として関りはあったには違いないが、王鐸は蘇州知府の王鏌ひとりの功績にして伝えている可能性がある。この騒乱については、本稿の閏六月の条で検討する。

(つづく)